

第900回

宿毛市農業委員会会議

1. 日 時 令和8年7月8日（水曜日）午後1時30分

2. 場 所 宿毛市役所3階 301会議室

3. 出席者（18名）

1 番 稲田 義敬	2 番 山口 一晴	3 番 濱田 頼之
4 番 山本 欣史	5 番 岩本 誠司	6 番 井垣 水里
7 番 澤田 誠規	8 番 川田 直樹	9 番 小島 久司
10 番 寺田 巧	11 番 羽賀 大透	

1 番 松本 功	2 番 保田 稔	3 番 川島 照久
4 番 堀内 愛貴	5 番 赤星 文香	6 番 山本 大
7 番 浦田 久永		

4. 欠席者（0名）

5. 事務局等出席者

事務局長兼農地係長	橋本 幸枝	事務局 主幹	小野 りか
産業振興課 農業振興係長	溝渕 健躬		

6. 付議案件

議案第1号	農地法第3条許可申請審査について
議案第2号	宿毛市農用地利用集積計画について
議案第3号	農用地利用集積等促進計画案の意見聴取について（諮問）
議案第4号	宿毛市農業委員会永年勤続委員表彰の被表彰者の選考について

○会 長 (招集あいさつ)

○議 長 これより、第 9 0 0 回宿毛市農業委員会の会議を開会します。

○議 長 「議事録署名委員」の指名をおこないます。

議事録署名委員は

4 番 山本 欣史 委員

8 番 井垣 水里 委員 をお願いします。

○議 長 議案第 1 号「農地法第 3 条許可申請審査について」を議題といたします。

○議 長 事務局と委員より議案の説明をお願いいたします。

●事務局員 【受付番号 7 番】樺地区です。場所は 2 ページに位置図をつけております。
場所は、主要地方道宿毛城辺線を西方向に進み、港南台を過ぎ約 50m
の先を右折し、約 500m 北上した先の農地 3 筆です。

贈与により所有権を移転するという申請です。

申請地では、文旦を作るとの計画が出されております。

【受付番号 8 番】貝塚区です。場所は 3 ページに位置図をつけております。

貝塚集落の北側に位置し、遍路道沿いの農地 1 筆です。

売買により所有権を移転するという申請です。

申請地では、サツマイモを作るとの計画が出されております。

【受付番号 9 番】石原地区です。場所は 4 ページに位置図をつけております。

主要地方道宿毛宗呂下川口線を土佐清水方面に進み、石原橋を右折し添
ノ川方面に約 1km 進んだ弘見川との間に挟まれた農地 1 筆です。

申請地では、季節野菜を作るとの計画が出されております。

なお、本申請は、双方より委任を受けた西川行政書士より提出されている
ことを申し添えます。

以上 3 件につきましては、農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないため許
可要件を満たしていると考えております。

説明については、以上になります。ご審議のほどよろしく申し上げます。

○議 長 続きまして、受付番号 7 番について、西地区担当の山口委員より説明を
お願いいたします。

●山口委員 【議案書をもとに 7 番を説明】

譲渡人と譲受人は親子で今は●●がメインとなってやっていて、問題な

いと思います。双方からよろしくお願いしますとのことでした。

○議 長 続きまして、受付番号8番について、街区担当の稲田委員より説明をお願いいたします。

●稲田委員 【議案書をもとに8番を説明】
7月4日に松本委員同行のもと現地を確認に行きました。その後、●●さん、●●さんに確認の電話をとりまして、間違いないということです。よろしくお願いしますとのことでした。

○議 長 続きまして、受付番号9番について、石原地区担当の寺田委員より説明をお願いいたします。

●寺田委員 【議案書をもとに9番を説明】
買主の申請確認ですが、浦田委員が対面で現地で行い、間違いないということです。売主については、携帯に電話したのですが、なかなか出てくれないので、買主の●●さんから●●さんの固定電話を教えてもらい連絡がつかしました。間違いないということでした。

○議 長 事務局と各委員より説明がありましたが、これに対するご意見、ご質問はございませんか。

●松本委員 耕作状況ですが、平米なのかアールなのか、どちらですか。以前は、記載があったと思うのですが。

○事務局 平米です。

○議 長 事務局は、次回からの表示方法を協議してください。

(審議中)

○議 長 ほかに意見はございませんか。

(「なし」との声あり)

○議 長 これより採決をいたします。
議案第1号「農地法第3条許可申請審査について」3件の報告があり、審議の結果問題ないということですので、原案のとおり決することにご

異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議 長 異議なしと言うことですので、「議案第 1 号 農地法第 3 条許可申請審査について」は、3 件すべて許可することに決しました。

○議 長 続きまして、議案第 2 号「宿毛市農用地利用集積等促進計画について」を議題といたします。

○議 長 事務局と委員より説明をお願いいたします。
先ほど、事務局に聞くと全て公社との再設定ということですので、事務局も発言者も出来る所は簡単に説明してください。

●事務局 今、会長からお話がありました通り、今回については 10 件利用権の設定が出ておりますが、10 件とも再設定となります。再設定の場合には、委員さんに分かりやすくお伝えするために、議案のどこかに再設定という記載をさせていただきます。

今回の 10 件につきましては、全部で 29 筆ございます。29 筆全てが登記地目、現況地目が田んぼとなっておりまして、水稻を作るという計画が出されております。貸借の設定期間も全て 10 年で計画が出されております。

農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 5 項第 2 号及び第 3 号に規定する要件を満たしていると考えております。

説明は以上となります。ご審議のほどよろしくお願いします。

○議 長 続きまして、受付番号 38 番から 43 番について、山田地区担当の小島委員より説明をお願いいたします。

●小島委員 【議案書をもとに 38 番から 43 番を説明】
再設定ということで、皆さんに確認はしました。間違いないのでよろしくお願いしますということでした。

○議 長 続きまして、受付番号 44 番、45 番について、黒川地区担当の井垣委員より説明をお願いいたします。

●井垣委員 【議案書をもとに 44 番及び 45 番を説明】
同じく再設定ということで、こちらからは連絡しておりません。

会長にお任せいたしました。よろしくお願いいたします。

○議 長 続きまして、受付番号番及び46番について、平田地区担当の自分の方からご説明いたします。

●岩本委員 【議案書をもとに46番を説明】
井垣委員の案件と同じで、一緒に●●さんには電話で確認をしております。よろしくお願いいたします。

○議 長 続きまして、受付番号47番について、和田地区担当の稲田委員より説明をお願いいたします。

●稲田委員 【議案書をもとに47番を説明】
電話で確認しまして、再度のことで間違いのないことです。

○議 長 事務局と各委員より説明がありましたが、これに対するご意見、ご質問はございませんか。

(審議中)

○議 長 ほかに意見はございませんか。

(「なし」との声あり)

○議 長 これより採決をいたします。
議案第2号「宿毛市農用地利用集積等促進計画について」10件の報告があり、審議の結果問題ないということですので、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議 長 異議なしということですので、「議案第2号」10件は、市に通知することに決しました。

○議 長 続きまして、議案第3号「農用地利用集積等促進計画案の意見聴取について」を議題といたします。

○議 長 なお、議案第3号 受付番号38番につきましては、自分が、41番

と42番につきましては、●●が利用権の設定者となっている事案が含まれておりますので、農業委員会法第24条の規定に基づき議事参与の制限により、当該事案の審議開始から終了まで退席をお願いいたします。関係議案終了後に入室・着席していただきます。

(●●農業委員 退室)

○会長代理 産業振興課 溝渕係長より議案の説明をお願いいたします。

●産業振興課 産業振興課 溝渕です。よろしくお願いします。
議案書は8ページをご覧ください。議案第3号 農用地利用集積等促進計画案についてご説明いたします。先ほど、議案第2号で承認いただきました、農用地利用集積等促進計画（受付番号38番）について高知県農業公社が借り受けた農地につきまして農地を受け手に集積する計画です。
議案書別紙にあります申出書によりますと、宿毛市山奈町山田字●●●番他2筆につきまして、利用権の設定を受ける者として申し出がありました、●●が適当であるとの理由から、議案書8ページの農用地利用集積等促進計画（案）を作成しております。
以上、農用地利用集積等促進計画の説明です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○会長代理 担当課より説明がありましたが、これに対するご意見、質問はございませんか。

(審議中)

○会長代理 ほかに意見はございませんか。
(「なし」との声あり)

○会長代理 それでは、これより採決をいたします。
議案第3号「農用地利用集積等促進計画案の意見聴取について」担当課より説明があり、審議の結果問題ないということですので、原案のとおりこの計画案を適当と認め、市に答申することにご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

○会長代理 異議なしということですので、「議案第3号」1件：受付番号38番は、

市に答申することに決しました。

(●●農業委員 入室)

○議 長 引き続き、議案第 3 号「農用地利用集積等促進計画案の意見聴取について」を議題といたします。

○産業振興課 溝渕係長

引き続きご説明いたします。

議案書は 13 ページからをご覧ください。議案第 3 号 農用地利用集積等促進計画案についてご説明いたします。先ほど、議案第 2 号で承認いただきました、農用地利用集積等促進計画（受付番号 39 番から 42 番）について高知県農業公社が借り受けた農地につきまして、農地を受け手に集積する計画です。

議案書別紙にあります申出書によりますと、受付番号 39 番の宿毛市山奈町山田字●●番●他 2 筆につきまして、利用権の設定を受ける者として申し出のありました、●●氏が適当であるとの理由から、議案書 9 ページの農用地利用集積等促進計画（案）を作成しております。

続きまして、受付番号 41 番及び 42 番宿毛市山奈町山田字●●番●●他 1 筆につきまして、利用権の設定を受ける者として申し出のありました、●●氏が適当であるとの理由から、議案書 10 ページの農用地利用集積等促進計画（案）を作成しております。

○議 長 担当課より説明がありましたが、これに対するご意見、質問はございませんか。

(審議中)

○議 長 ほかに意見はございませんか。

(「なし」との声あり)

○議 長 それでは、これより採決をいたします。
議案第 3 号「農用地利用集積等促進計画案の意見聴取について」担当課より説明があり、審議の結果問題ないということですので、原案のとおりこの計画案を適当と認め、市に答申することにご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

○会 長 異議なしとしますので、「議案第3号」の受付番号39番から42番までの計4件は、市に答申することに決しました。

(川田農業委員 入室)

○溝渕係長 続きまして、受付番号43番から47番、宿毛市山奈町山田字●●番●●他6筆につきまして、利用権の設定を受ける者として申し出のありました、●●氏が適当であるとの理由から、議案書11ページの農用地利用集積等促進計画(案)を作成しております。続きまして、受付番号44番、宿毛市平田町黒川字●●番他6筆につきまして、利用権の設定を受ける者として申し出のありました、●●氏が適当であるとの理由から、議案書12ページの農用地利用集積等促進計画(案)を作成しております。

続きまして、受付番号45番宿毛市山奈町山田字●●番の1筆につきまして、利用権の設定を受ける者として申し出のありました、●●氏が適当であるとの理由から、議案書13ページの農用地利用集積等促進計画(案)を作成しております。

続きまして、受付番号46番、宿毛市平田町戸内字●●番●●他3筆につきまして、利用権の設定を受ける者として申し出のありました●●氏が適当であるとの理由から、議案書14ページの農用地利用集積等促進計画(案)を作成しております。

続きまして、受付番号47番、宿毛市和田字●●番●●他2筆につきまして、利用権の設定を受ける者として申し出のありました、●●氏が適当であるとの理由から、議案書15ページの農用地利用集積等促進計画(案)を作成しております。

以上、農用地利用集積等促進計画の説明です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議 長 担当課より説明がありましたが、これに対するご意見、ご質問はございませんか。

(審議中)

○議 長 ほかに意見はございませんか。

(「なし」との声あり)

○議 長 それでは、これより採決をいたします。
議案第3号「農用地利用集積等促進計画案の意見聴取について」担当課より説明があり、審議の結果問題ないということですので、原案のとおりこの計画案を適当と認め、市に答申することにご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議 長 異議なしとしますので、「議案第3号」10件は、市に答申することに決しました。溝渕係長ありがとうございました。

続きまして、議案第4号「宿毛市農業委員会永年勤続委員表彰の被表彰者の選考について」を議題といたします。
事務局より説明をお願いします。

●事務局長 この度の改選に併せて、皆さまにお配りした追加資料①、議案第4号「宿毛市農業委員会永年勤続委員表彰の被候補者の選考について」の資料をご覧ください。
この基準については、平成29年に見直しを行っておりまして、平成29年以降の改選の時にその都度表彰をさせていただいております。
今回につきましては、今回の改選に伴って勇退をされます農業委員の●●委員、●●委員、推進委員の●●委員、●●委員については今回から農業委員に代わり引き続きお世話になるのですが、推進委員としても皆さまにお配りした基準の規定を満たしておりますので、今回、●●委員も推進委員としての表彰を行いたいと考えております。
合計4名を次の臨時総会で表彰させていただきたいと考えております。
ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議 長 事務局より説明がありましたが、これに対するご意見、ご質問はございませんか。

(「なし」との声あり)

○議 長 これより採決に入ります。
議案第5号「宿毛市農業委員会永年勤続委員表彰の被表彰者の選考について」は、事務局から説明があり、審議の結果、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議 長 異議なしということですので、議案第４号「宿毛市農業委員会永年勤続委員表彰の被表彰者の選考について」は、原案のとおり承認されました。

(協議事項)

○議 長 続きまして、協議事項に入ります。
非農地の報告について事務局と委員よりお願いいたします。

●事務局長 非農地証明について、ご報告いたします。
受付番号７ 申請場所の所在地 大字幸町・登記地目 田 １筆議案書の １
６ページから １７にかけてでございます。
場所は、市道幸町４号線沿いの●●の南側に位置する●●の駐車場として
利用されている土地です。平成１３年に集合住宅が建築された時から
駐車場として利用され、現在に至ります。現況は宅地です。
なお、本申請は委任を受けました曾根行政書士から提出されております。
以上、農地への復帰は困難と考えます。ご審議のほどよろしくお願いいた
します。

○議 長 続きまして、受付番号７番について、街区担当の稲田委員より説明をお
願いいたします。

●稲田委員 【協議事項 非農地証明願 ７番を説明】
７月４日に松本委員同行のもと、現地を確認しております。申請理由に
ありますように駐車場となっており、農地に復旧は困難となっております。

○議 長 事務局と委員より説明がありましたが、これに対するご意見、ご質問は
ございませんか。

(審議中)

○議 長 ほかに意見はございませんか。

(「なし」との声あり)

○議 長 これより採決をいたします。
非農地証明 １件につきましては、審議の結果問題ないということですので、
適当と認め証明することにご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議 長 異議なしと言うことですので、非農地証明 1 件は、証明することに決しました。

(報告事項)

○議 長 事務局より報告事項があります。

●事務局長 ①地域計画の変更について（産業振興課 溝渕係長）
地域計画というのは、皆さまにご協力いただきまして、2 年程前に市内 11 地区にまたがり作った計画です。
今、全ての補助、県、国の場合、地域計画に入っていることが条件になりつつあります。これは、10 年後の計画を基に作っていくものなので、今、実際耕作している人が補助金をもらえないということが、昨年度、宿毛市でも起きました。
国としては、それもやむなしというところで 10 年後に補助金を出す方を育てていけというところなので、高齢になっている農家の方たちには補助金が入らないというかたちになっているというところがあります。
今後、経営所得安定対策という飼料用米とか WCS を作っている方が困るようなかたちになってきます。
今年、飼料用米とか WCS を作っている方については、宿毛市としては、地域計画に入れていくということで検討してます。
今日の会で委員さんに報告後、公告をして全体の周知を図るものとなります。
その他に新規就農者の方とかも入れていかないといけないということになっていますので、本来であれば各地区で会を開き、その場で議論をし、入れる入れないって言うのを決めていくのですが、今回につきましては、新規就農者として増えた方プラス、経営所得安定対策の方をリストアップし、計画に入れております。
説明させていただきます。
地区で言うと押ノ川地区が新たに新規就農者が増えましたので、ハウスの●●さんという新規就農者の方を入れております。
久礼の川地区は、畜産の方が何年か前からやっております。その方が、公社を介した貸借を検討しておりますので入れたというかたちになります。
橋上地区については、●●を入れております。
その他の地区につきましても経営所得安定対策の飼料用米とか WCS を

されている方については、計画の方に入れております。

公告後、農業委員に皆さまには、改めて報告するようになります。

②公務災害補償制度への加入について

今年度も引き続き更新をお願いしたいと思います。更新月は、もう少し先ですが、千円を集めさせていただくようになるので、よろしくお願いいたします。

③活動記録簿の提出について

8月の定例会で、一旦、活動記録簿を回収させていただきますので、ご記入の方をよろしくお願いいたします。

⑤次回会議：臨時総会の日程（7月21日 火曜日）について

本日、ご案内の文章をお配りしたかったのですが、内容の詳細が確定しなかったもので郵送でお送りします。

次回の臨時総会では、農業委員さんと推進委員さんの集合時間が違います。農業委員さんは9時20分までに、推進委員さんは10時までに、3階にお集まりいただきますようお願いいたします。

この時には、新旧の委員さん全員に集まっていただくことになりますので、よろしくお願いいたします。

○議長　ほかに何かありませんか。

（「なし」との声あり）

議 長 それでは、以上で今期定例会議の議事は全て終了いたしました。
これで第900回宿毛市農業委員会会議を閉会します。

午後2時00分閉会

令和8年7月8日

会 長

農業委員

農業委員